内閣官房水循環政策本部事務局　標準文書保存期間基準

令和７年７月１日改定

	事　項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具　体　例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	内閣官房行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）別表第２の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯										
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	法律の制定又は改廃及びその経緯	水循環基本法 国会答弁	○○水循環基本法関係 ○○国会答弁	20年	2(1)①1(1)	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録					2(1)①1(2)	
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答					2(1)①1(3)	
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・５点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料					2(1)①1(4)	
		(5)国会審議	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書の写し					2(1)①1(5)	
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報					2(1)①1(6)	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング					2(1)①1(7)	
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引						
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯										
2	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録	閣議の決定又は了解及びその経緯	－	－	20年	2(1)①5(3)	移管
			②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・答弁案 ・案件表 ・配付資料						
			③答弁が記録された文書	・答弁書						
		(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（１の項及び(1)に掲げるものを除く。）	①立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示		法令関係	○○水循環白書関係 ○○水循環基本計画		2(1)①5(4)	
			②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ						
			④行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答						
			⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料						
			⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報						

事　項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具　体　例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	内閣官房行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）別表第２の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
3 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	○○水循環政策本部会合	10年	２(1)①６	移管
		②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答						
		④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書	・配付資料 ・議事概要・議事録						
		⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・決定・了解文書						
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
4 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書	個人又は法人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	○○行政文書開示請求等	5年	２(1)①11(2) ２(1)①12(2)	廃棄
			・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等				1年未満		
	(2)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書	・審査請求書の写し			○○情報公開関係審査請求	10年（裁決、決定その他の処分がされる日を基準）	２(1)①11(5) ２(1)①12(5)	廃棄（ただし、以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの）
		②情報公開・個人情報保護審査会関係文書	・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し						
		③裁決書	・裁決書						
	(3)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し			訴訟関係（事件名）	10年（訴訟が終結する日を基準）	２(1)①11(6) ２(1)①12(6)	廃棄（ただし、以下については移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの）
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し						
		③判決書又は和解調書	・判決書の写し ・和解調書の写し						
その他の事項									
5 告示、訓令、通達その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（１の項から４の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	告示、訓令、通達その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	－	－	10年	２(1)①14(1)	廃棄
		②立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		③意見公募手続文書	・告示案、規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由						
		④制定又は改廃のための決裁文書	・告示案、規則案						
		⑤官報公示に関する文書	・官報						
	(2)訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（１の項から４の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		告示、訓令、通達その他の規則の制定又は改廃	○○標準文書保存期間基準	10年	２(1)①14(2)	廃棄（ただし、以下については移管 ・重要な規則の制定又は改廃のための決裁文書）
		②制定又は改廃のための決裁文書	・規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案						
		③官報公示に関する文書	・官報						

	事　項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具　体　例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	内閣官房行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）別表第２の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
6	予算及び決算に関する事項	⑴歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する経緯（２の項⑵に掲げるものを除く。）	予算の成立に至る過程が記録された文書	・概算要求調書等文書	予算及び決算に関する事項	予算および決算に関する事項	－	10年	２⑴①15⑴	廃棄
		⑵歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する経緯（２の項⑵に掲げるものを除く。）	①会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	・計算書 ・証拠書類			○○委嘱委員支払い ○○会議費 ○○経費使用	5年	２⑴①15⑵	廃棄
			②会計検査院の検査を受けた結果に関する文書	・意見又は処置要求						
			③決算の提出に至る経緯が記録された文書	・予算執行計画表 ・旅費請求書 ・用度関係決裁 ・物品供用簿 ・物品請求書						
			④国会における決算の審査に関する文書	・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置						
7	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（２の項⑵に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	栄典又は表彰に関する事項	栄典・表彰関係	○○水循環シンポジウム	10年	２⑴①20	廃棄 （ただし、以下については移管 ・特に重要な大臣表彰に係るもの）
8	国会及び審議会等における審議等に関する事項	⑴国会審議（１の項から７の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会関係	○○国会答弁	10年	２⑴①21⑴	廃棄 （ただし、以下については移管 ・大臣の議院に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答）
		⑵審議会等（１の項から７の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言					２⑴①21⑵	廃棄 （ただし、以下については移管 ・審議会その他の合議制の機関（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの）

	事　項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具　体　例	大分類	中分類	小分類（行政文書ファイル等の名称）	保存期間	内閣官房行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）別表第２の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
9	内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する経緯（１の項から８の項までに掲げるものを除く。）	①公印の保管に関する文書	・届出書	内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する事項	－	20年	2(1)①25	移管
			②職員の厚生に関する文書	・福利厚生管理関係文書				5年		廃棄
			③関係行政機関等との協議等に関する文書	・協議資料			○○会議設置 法人権利の使用関係			
			④関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書	・会議資料			－	3年		
			⑤各種調査等に関する文書	・調査依頼文書 ・報道発表資料						移管
			⑥後援名義の使用承認に関する文書	・申請書 ・承認書			○○後援名義	5年		廃棄
			⑦陳情・要請に関する文書	・要望書			－	1年		
			⑧内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書	・内閣官房HPに寄せられた意見			－	1年未満		
			⑨庶務を行う会議、出張等のロジに関する文書	・進行表 ・職員役割分担表						
			⑩内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち軽微なもの	・関係機関等への照会 ・関係機関等からの回答						
			⑪講師派遣に関する文書	・依頼書 ・依頼に対する回答 ・委員の委嘱			○○講師の派遣依頼 ○○講師派遣 ○○講師等派遣関係 ○○委嘱関係	5年		
10	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯 ・実施要領案 ・契約書案 ・監督・検査命令書案	契約に関する事項	契約関係	○○年度契約関係	契約が終了する日に係る特定日以後５年	2(1)①26	廃棄
11	調査又は研究に関する事項	情報の収集調査（１の項から10の項までに掲げるものを除く。）	情報の収集及び分析その他の調査の結果に関する文書	・報告資料	調査又は研究に関する事項	調査又は研究に関する事項	○○水の日関連業務 ○○水循環教育関係 ○○各種調査・周知等	3年	2(1)①28	廃棄

備考

・ 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
・ 本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第２条第６項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。
・ 保存期間１年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第７条第９項）
第７条　（略）
９　第１項の保存期間の設定においては、第７項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を１年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。
(1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
(2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
(3) 出版物や公表物を編集した文書
(4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
(5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
(6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
(7) 保存期間表において、保存期間を１年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
・ 保存期間１年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間１年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年９月１日総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。